

民間発案（福岡市）

PPPロングリストの例

（2）平成28年度「民間発案」の募集対象事業一覧表 ～「PPPロングリスト(平成28年4月版)」事業一覧表より掲載～

<§1 建築物>

No	公共サービス（事業）名称	担当部署	事業概要	民間事業者特に期待する要素
1	博多区庁舎の耐震対策	市民局 区庁舎担当	<p>■既存庁舎の耐震対策について、費用対効果を踏まえた耐震改修工法や再整備による総合的な検討を進め、耐震対策を行う。</p> <p><既存庁舎> 延床面積：約 6,500㎡ ※その他「保健福祉センター（約2,300㎡）が民間ビルに入居</p> <p><スケジュール> 未定</p> <p><備考></p> <ol style="list-style-type: none"> 1）区庁舎は地域の防災拠点であることから、可能な限り速やかな事業着手及び整備完了が望まれる。 2）現在、区役所において提供している市民サービスを継続しながら、現場施工を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 資金 ◆ 事業計画（構想） ◆ 設計・施工ノウハウ（仮設計画, 工期）



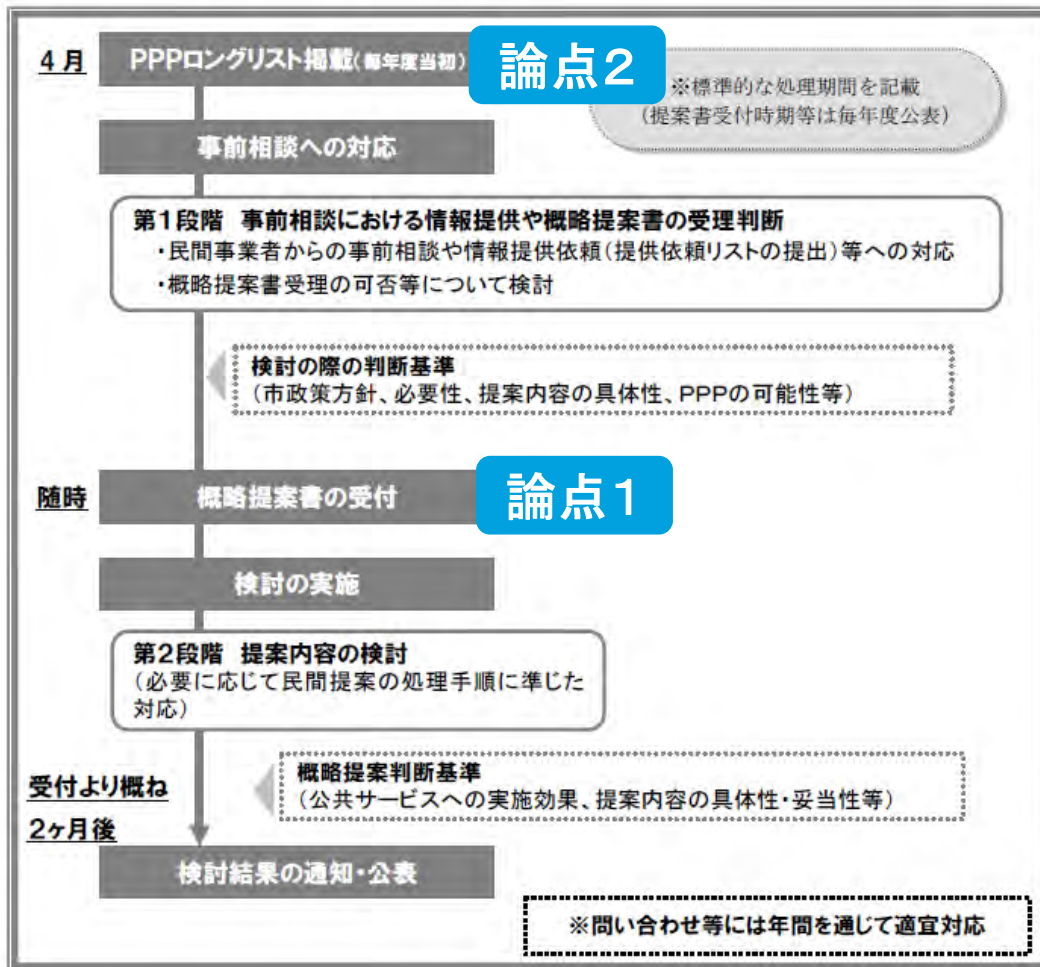
※この背景地図等データは、
国土地理院の電子国土Webシステム
から配信されたものである。

出所：福岡市の資料より転載

民間発案（福岡市）

- ・民間事業者からの提出資料は概略のみにとどめ、民間事業者の負担を軽減している。
- ・民間発案の対象となるロングリストの公表により民間事業者の提案のきっかけ作りを行っている。

民間発案の流れ



論点1 民間事業者の負担

- ・民間事業者からの提出資料は、事業概要、民間ノウハウや創意工夫、事業の有効性等、概略のみにとどめ、過度な負担を求めないよう努めている。

論点2 情報開示

- ・毎年度当初、市の政策推進プランの事業を対象に、将来的にPPPによる事業実施の可能性が見込まれる事業をロングリスト化(個別公募を行う場合もある)

民間事業者の意見・ニーズ

民間提案に関する民間事業者の負担、及び必要な情報に関して民間事業者にヒアリング調査を実施

○民間事業者の負担について

- 「サウンディング調査」「民間発案」のような負担の軽い提案内容であれば営業活動の延長と捉えて参加できる。
- PFI法民間提案はすべての項目に回答が必要。
自社だけでは対応できず、他社を呼んでこないと回答できない。
一方、民間発案は可能な部分だけの回答でよいのでやりやすい。

○民間提案への積極的な参加のきっかけとなる情報

- 対象事業のリストは提案のきっかけとなる。
- 個別事業での公募は、事業化の実現可能性が高いと思われるため、より提案に積極的に参加できる。

民間事業者の負担軽減、情報開示について

これまでの事例等に鑑み、民間の負担軽減及び適切な情報開示について整理すると以下のとおりまとめられる。

- 横浜市「サウンディング調査」や福岡市「民間発案」は、いずれも提案を行う民間事業者の負担が軽く、また、適切な情報開示がなされている手法である。
- これらの手法については、民間事業者からも参加しやすい手法との評価があった。
- 以上より、民間事業者の負担軽減、情報開示については、横浜市「サウンディング調査」や福岡市「民間発案」の手法、考え方を参考とすることが望ましい。

論点3:適切なインセンティブ付与の検討

インセンティブ付与事例

民間提案において活用が考えられるインセンティブ付与事例は主に次の3つがある。

○ 随意契約（事例：我孫子市「提案型公共サービス民営化制度」）

- 実施することになった事業は原則3年間提案者に任せることとして、民間提案を募集

○ 加点方式（事例：さいたま市「提案型公共サービス公民連携制度」）

- 提案が採用となった事業者には、独創的かつ市民サービスの質を高める提案をした事業者として、事業者選定時に、プロポーザルまたは総合評価の評価項目合計点(満点)の5%を加点

○ 報奨金（事例：横浜市「公民協働事業応募促進報奨金交付制度」）

- 横浜市が指定する公民協働事業の応募に関して、次点、次々点となったものに対して報奨金を交付。

交付要綱第4条(報奨金額)

想定事業規模(予定価格)	報奨金額
10億円未満	50万円
10億円以上25億円未満	200万円
25億円以上	300万円

インセンティブ付与に関する民間、行政の視点

	民間事業者の視点	行政側の視点
随意契約	<ul style="list-style-type: none">民間事業者のニーズに最も適したインセンティブである。	<ul style="list-style-type: none">比較的規模の小さい事務事業を中心に対象とするもの施設整備を伴うような大きな事業について、同様に扱うには、事業者選定の妥当性の面で慎重な検討が必要
加点方式	<ul style="list-style-type: none">採用されれば入札に有利となるため、インセンティブとなる。	<ul style="list-style-type: none">事業者公募で特定の事業者が有利に扱われるため、競争性の確保に注意が必要加点割合(例:さいたま市(5%))の考え方について整理が必要
報奨金	<ul style="list-style-type: none">提案に関するコストの一部が補填されることと、報奨される心理的メリットがある。	<ul style="list-style-type: none">新たな予算、制度の準備が必要民間事業者のニーズを十分に満たすことにならない

民間事業者が捉えるインセンティブ

民間提案を通じて民間事業者が行政と直接的な接点を持つこと自体がひとつのインセンティブとなっている。

○インセンティブに対する民間の意見

- 提案を行った事業を自らが随意契約できることが最も望まれるインセンティブ。しかし現実としては難しいことも理解している。
- 加点方式や報奨金制度はインセンティブとしては不十分
- インセンティブが明確にない場合でも、さほど負担をかけずに行政側の意向を確認できる場合、民間はメリットを感じる

横浜市「サウンディング調査」

- 行政の担当者から直接話を聞くのと、紙の資料だけを見るのとはやはり判断は違うでしょうし、行政の担当者に対して直接意見を言える機会でもあるわけです。お互いにメリットのあることなので、仕組みとして成り立っているのではないのでしょうか。

日経BPホームページ 新・公民連携最前線「特集・『公民連携』推進体制の現在
— 公民連携はできるだけ緩い仕組みで 横浜市」(2015.11.18)より

福岡市「民間発案」

- 行政担当者と初期段階からやりとりできる。
- 文書ではわからない細かい部分や温度感が把握できる。
- 早い段階から情報を入手でき、検討する時間を長く取れる。

適切なインセンティブ付与とは

これまでのインセンティブ付与の事例等に鑑み、適切なインセンティブのあり方を整理すると以下のとおりにまとめられる。

- インセンティブ付与には主に、随意契約、加点方式、報奨金が考えられるが、導入にあたっては、それぞれ考慮すべき点がある。
- 一方、民間事業者の負担が比較的小さい「サウンディング調査」や「民間発案」の事例を見ると、行政担当者との直接の対話や早い段階からの事業情報の提供などの行政との接点が民間事業者にとってひとつのインセンティブとなっていることが分かった。
- 以上を踏まえ、民間提案を実施するに当たっての民間の負担や行政・民間双方の視点に見合った適切なインセンティブ付与のあり方を検討することが望ましい。